

聖籠町配水管設計業務委託標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手及び完了に当って、聖籠町の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（水道部門）又は水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了後に聖籠町の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された個所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、聖籠町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.14 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、聖籠町、受託者協議の上、これを定める。

第2章 設計一般

2.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と聖籠町は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計基準等

設計に当っては、聖籠町の指示する図書及び本仕様書第5章準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について聖籠町と協議の上、定めるものとする。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

聖籠町は、業務に必要な図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

2.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 審査

6.1 審査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6.2 審査の体制

受託者は遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する審査技術者を配置しなければならない。

第4章 提出図書

4.1 提出図書

提出図書は次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------------|-----|----|
| (1) 工事設計書 | A4版 | 1式 |
| (2) 数量計算書 | A4版 | 1式 |
| (3) 工事設計図 | A4版 | 1式 |
| (4) 報告書(検討書・構造計算書・水理計算書・打合せ議事録) | A4版 | 1式 |
| (5) その他関係資料等 | A4版 | 1式 |

第5章 参考図書

5.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)
 - (2) 水道施設設計指針(日本水道協会)
 - (3) 水道施設耐震工法指針(//)
 - (4) 水道維持管理指針(//)
 - (5) 水道工事標準仕様書(//)
 - (6) 配水管及び給水装置の表示基準(//)
 - (7) 日本工業規格(JIS)
 - (8) 日本水道協会規格(JWWA)
 - (9) 土木工学ハンドブック(土木学会)
 - (10) 水理公式集(//)
 - (11) 土木製図基準(//)
- その他関連基準等

聖籠町配水管設計業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「配水管設計業務委託一般仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の目的

本業務は、聖籠町の正庵地区（聖籠町大字二本松地内）に敷設されている水道管において、既設配水管の老朽化及び耐震化を目的とした詳細設計を行うものである。

3. 業務の内容

(1) 位 置 (別途図面のとおり)

(2) 委託業務内容

配水管布設替詳細設計 1式

設計協議 3回

管路更新詳細設計 $\phi 100$ mm以下 L=1,730m

報告書作成 1式

4. その他特記事項

(1) 工事設計書は、消防施設工事費分がわかるように明示すること。

(2) 水管橋は、原則として既設管を利用すること。